

## 入学試験での不正行為等の取り扱いについて

### 1. 不正行為の取り扱いについて

不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、当該年度内の全ての入学試験の受験を無効とし、既に合格を得ていた場合は合格取り消しとします。その場合、入学検定料は返還しません。

なお、不正行為を行った場合、警察への被害届の提出、出身高等学校への連絡を行う場合があります。

### 2. 不正行為

(1) 次のことをすると不正行為となります。

- ① 出願書類や解答用紙に故意に虚偽の記入をすること。
- ② カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等、許可されていない書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。
- ③ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ④ 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- ⑤ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- ⑥ 「試験開始」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- ⑦ 試験時間中に、使用を許可されていない、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、IC レコーダー等の電子機器類を使用すること。
- ⑧ 「試験終了」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

(2) 次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、(1)と同様です。

- ① 試験時間中に、使用を許可されていない、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、IC レコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
- ② 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- ③ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- ④ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ⑤ 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
- ⑥ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。